

議案第3号

医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の機器等取得支援基金条例 (設置)

第1条 地域に医療を提供する中核的な役割を果たす医療法人社団哺育会白岡中央総合病院が市内への移転開設時に新たに導入する災害、感染症対策等のための機器等の取得支援に要する経費に充てるため、医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の機器等取得支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡中央総合病院の移転開設及び運営等に関する協定に基づき、同病院が新築移転に際し新たに導入する災害、感染症対策等に係る機器等の取得費用を補助するに当たり、その原資を積み立てることを目的とした基金を設置するため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。